

処分を行った日	事業者名	処分の種類	事故概要	処分内容
2022年1月13日	株式会社串本海中公園センター	輸送の安全確保に関する命令	令和3年7月1日13時頃、近畿運輸局の運航労務監理官が海上保安庁と合同で夏季多客期前安全点検を実施したところ株式会社串本海中公園センターの旅客船「ステラマリス」が船舶安全法に基づく中間検査期間(令和2年12月3日～令和3年6月3日)内に当該検査を受検せず、令和3年6月中の計4日間、営業運航を行っていた。 令和4年1月13日、再発防止のための方法の確立と各種法令に基づく有効期限の遵守に関する教育を求めることを含む命令を行った。	1. 船舶安全法に基づく船舶検査が、その有効期間内に確実に実施される方法を確立すること。 2. 安全統括管理者及び運航管理者は、貴社安全管理規程第50条に定める安全教育の実施にあたり、本件類似事案の再発防止のため、法令に基づく各種有効期限に関して、確実に遵守されるよう教育を実施すること。
2021年12月16日	株式会社One Osaka リバークルーズ	輸送の安全確保に関する指導	令和3年9月16日16時頃、株式会社One Osakaリバークルーズの旅客船「WONDER CRUISE II」は、旅客31名を乗せ、大阪府大阪市東横堀川を航行中、水門内の注水作業時における船舶の位置取りが悪く、水門の排水口から船体の排水口に向かって川の水が逆流し、船体が浸水した。旅客の負傷者なし。 9月29日、近畿運輸局の運航労務監理官が海上運送法に基づく監査を実施した。 12月16日、事故発生時の適切な処理の実施を含む指導を行った。	1. 安全管理規程に基づく運航管理の的確な実施 ・運航の可否判断にかかる記録の作成 2. 事故発生時の適切な処理の実施 ・旅客の安全確保のための救命胴衣着用の指示 ・非常連絡表に基づく関係機関への迅速な通報 3. 安全に関する教育訓練の適切な実施 ・定期的な安全教育実施後の記録の作成 ・最低年1回の事故処理訓練実施後の記録の作成